

公立幼稚園の第2次適正化計画

**令和3年1月
四日市市**

I. 公立幼稚園の適正化計画をめぐる現状と課題

1. 本市の幼児教育について

<背景>

- ① 幼児期における教育は、幼稚園やこども園、保育園では、保育時間が違い保育中における生活の流れは異なるものの、これまでも同じねらいをもって指導が行われてきた。
- ② 平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度が開始され、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（いわゆる「認定こども園法」）の改正が行われ、幼保連携型認定こども園は学校教育法と児童福祉法の両方の法的位置づけを持つ施設として明確化された。
- ③ 平成29年3月に、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の同時改正が行われた。この同時改正では、同じ幼児教育を行う施設として、生きる力の基礎を育む教育・保育の共通の基本事項として、「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明確に設定されている。

【参考資料 11 頁参照】

<課題・問題>

- ① 保護者の教育・保育ニーズの多様化や利用年齢の低年齢化等により、公立幼稚園の園児数が減少傾向にある中、幼児教育・保育の無償化が拍車をかけ、急激に減少している。
- ② 公立幼稚園の園児数は急激に減少しており、令和2年9月30日時点における令和3年度の新入園児申込者数をもとにした場合、公立幼稚園17園中（令和3年度にこども園化する園を除く）12園で、4歳児と5歳児のそれぞれの人数が18人を下回る事となる。
- ③ 公立幼稚園が混合クラスとなる現行基準（4歳児と5歳児のそれぞれの人数が18人を下回った場合）においては、混合クラスの園児数が30人を超える園も存在し、クラス運営が困難であるといった園からの声がある。
- ④ 幼稚園では降園後の時間を活用して園内研修を行っているが、こども園や保育園ではローテーションや合同保育などで工夫しながら研修時間を設けて園内研修を行っている。

2. 3歳児保育について

<背景>

- ① 高度経済成長期において、保育園や小中学校の整備が進むと同時に、幼稚園のニーズも高まりを見せていた当時、本市の公立幼稚園は、昭和51年度以降、4歳児保育を新たに始める一方で、3歳児保育は私立幼稚園に担っていただきながら、公立と私立が互いに役割を果たし、幼児教育を共に支えてきた。
- ② 公立幼稚園における3歳児の保育ニーズが高まる中、下野幼稚園で3歳児保育が7年間（平成7～13年度）実施されたが、試行の継続を求める市民からの請願が議会で不採択となり、一方、市としては、3歳児に限らず、3歳児以下の子育て支援の必要性を求めて、あそび会や子育て支援センターの充実を図ってきた。

<課題・問題>

- ③ 核家族化の進展や共働き家庭の増加、県内外からの転入者の増加等に伴い、教育・保育の低年齢化が進み、私立幼稚園が実施する2歳児のプレ保育の利用者も多くいるが、幼児教育・保育の無償化により、保育園・幼稚園に対する保育ニーズの低年齢化はますます進行している。また、公立幼稚園を希望する保護者からは3歳児保育の実施を望む声がある。
- ④ 公立幼稚園だけでなく私立幼稚園とともに、互いに役割を果たしながら、本市の幼児教育を担ってきたこれまでの経緯も踏まえたうえで検討する必要がある。
- ⑤ 少なくとも県内においては、認定こども園で教育認定児（1号認定児）の3歳児保育を実施していない市町はなく、認定こども園の「保護者の就労の有無にかかわらず教育・保育を受けられる」といった特徴を最大限生かしていく必要がある。

Ⅱ. 今後の方向性について

四日市市総合計画（令和2年度～令和11年度）

基本的政策 1 子どもと子育てにやさしいまちに向けた環境整備

(1) 就学前教育・保育の充実

② 教育認定の児童については、公立幼稚園において公的役割を果たしていきます。なお、適切な集団規模での教育が困難な園については、認定こども園においてその役割を保障していきます。また、こども園においては、必要に応じて教育認定の3歳児の受け入れの検討を進めます。

公的役割の保障

① 要領・指針で共通に示された「子どもたちの目指すべき姿」の実現に向けた教育・保育を実践
② 特に発達に不安があって特別な支援が必要な子ども、あるいは、児童虐待の恐れや生活困窮、外国籍の言葉の面などの支援が必要な子どもや家庭に対して、関係部局や関係機関との連携を密にした支援を行う。

公立保育園、公立こども園、公立幼稚園

1. 今後の公立幼稚園のあり方及び適正化を進めるにあたっての基準について ＜第1次適正化計画からの見直し＞

(1) 今後のあり方について

ア. 市内の幼稚園・こども園・保育園における幼児教育の一層の質的向上を目的として、保育者の専門性を高める研修計画の策定や研修の実施、情報発信、教材研究、研修体制の支援等の機能を持たせた幼児教育センター（仮称）の設置について検討する。 【別紙1参照】

イ. 下記(4)の基準に基づき、新年度の4歳児の募集を行わないことが確定し、同地区内において保育園がある場合は、当該地域における教育認定児の受け皿として、当該保育園の幼保連携型認定こども園化を基本として検討を行う。なお認定こども園化を進める場合には、教育認定児の受入れを行い、必要な施設の整備等は今後の大規模改修時に合わせて実施するものとする。

なお、当面の間は、当該地域の保育認定の利用児童が多く、再編後のこども園において、特別な支援等を要する教育認定児の受入れが少数に限定される地域もあること、また依然として低年齢児の受入れ体制は厳しい状況が続くことが今後も予想される。

そのため、すでに大規模改修されており、就学前児童数が比較的多い地区の幼稚園舎を活用した2歳児からの幼保連携型認定こども園化を3園程度検討する。この場合、教育認定児の定員は優先して相当数確保する。

(2) 基準の考え方について

4歳児や5歳児は、友達関係が徐々に広がり集団を形成して生活ができるようになっていく発達の過程であり、「協同性の芽生え」をはぐくむという観点を考慮すると、現在の18人以上、あるいは20人以上の集団規模は適した環境ではないかと考える。しかしながら公立幼稚園においては、上記の公的役割の保障、また園児数の急激な減少等の状況を踏まえ、今後は、対象園の基準としてきた「18人を満たずに、混合クラスで園を運営している状況が3年間継続」という基準を除外したうえで、次の(3)とおり、混合クラスになる基準を見直すとともに、(4)のとおり休園になる基準を明確化することとする。

(3) 混合クラスになる基準（見直し）

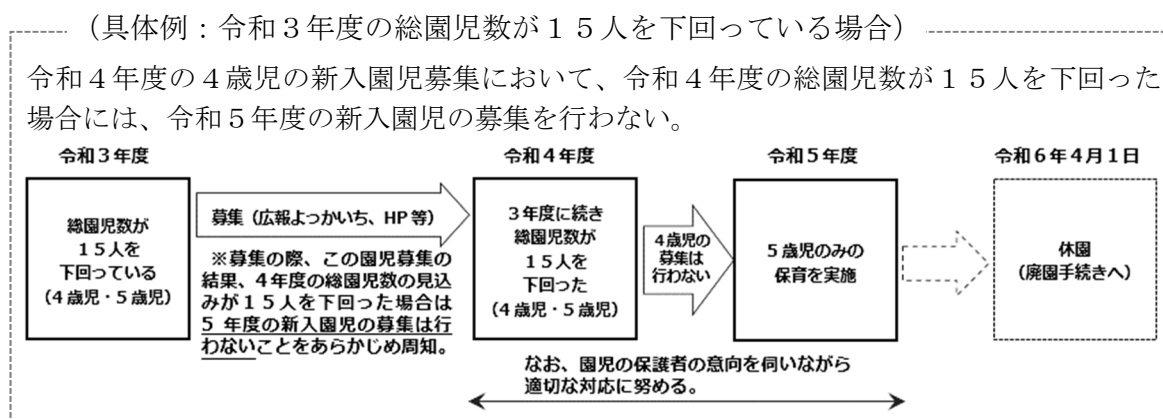
〔変更前〕 4歳児と5歳児のそれぞれの園児数が18人を下回った場合

〔変更後〕 4歳児と5歳児のそれぞれの園児数が15人を下回った場合

理由：現行の基準では、30人を超える混合クラスが生じること、また特別な支援が必要な子ども等への対応が増していることから、園運営やこども等への対応に支障が生じないよう基準を見直すこととした。

(4) 休園（廃園）になる基準（新規）

「4歳児と5歳児の合計した総園児数が15人を下回っている園で、次年度の園児募集（例年9月）において引き続き総園児数が15人を下回った場合」



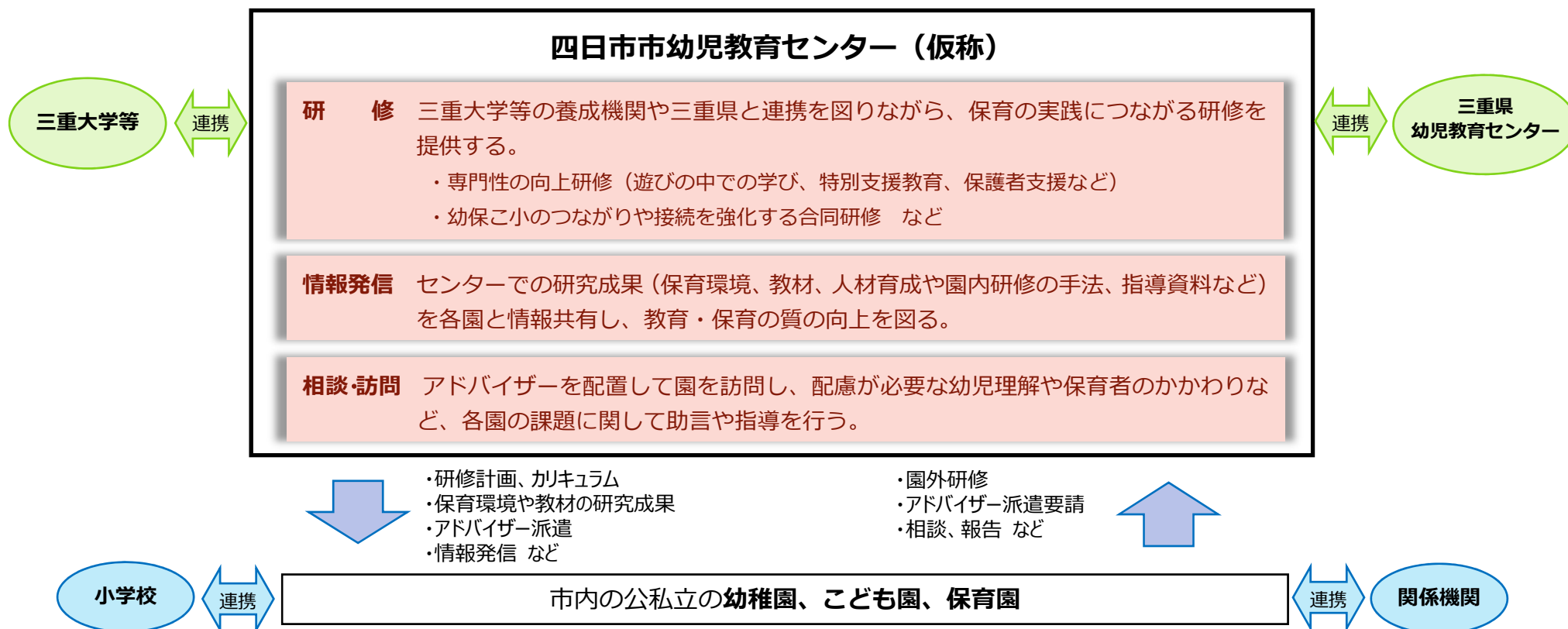
2. 教育認定児の3歳児保育について

「保護者の就労の有無にかかわらず教育・保育を受けられる」といった認定こども園のメリットを最大限活かすことができるように、施設規模等（建物面積、立地状況等）を勘案したうえで受入れが可能な範囲において、幼保連携型認定こども園における教育認定の3歳児の受入れを検討する。

幼児教育の質的向上に向けた体制の構築について

1. 開設趣旨

市内の公私立の幼稚園・こども園・保育園において、共通に求められている『育みたい資質・能力』や『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』の実現に向けた教育・保育の更なる充実を図るため、県内ではじめての市が運営する幼児教育センターを開設する。



2. 開設スケジュール予定及び候補地

令和3年度から幼児教育センターの体制等や開設場所の選定に向けた検討を行い、早ければ令和4年度には幼児教育センター準備室の設置も検討しながら具体的な業務内容を構築し、令和5年4月の開設を目指していく。

本市における今後のこども園

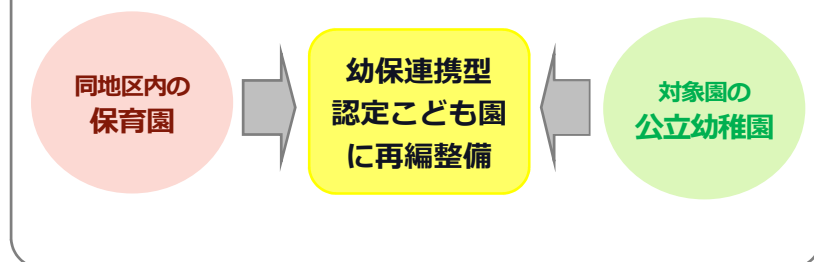
1. こども園のメリット

- 一定規模の集団の中で互いに刺激し合い、切磋琢磨しながら様々な体験を得られるような環境の中で教育・保育を進めることができる。
- 保護者の就労状況に変化があった場合でも、転園する必要がなくなり、子どもが同じ環境で教育・保育を受けられる。
- 地域における教育認定児の公的役割を保障することができる。
- 異年齢（0～5歳児）の中で生活することで、年下の子どもは年上の子どもを目標として、また、年上の子どもは自分よりも年下の子どもに対する思いやりの心がより育つ。
- 専任の子育て支援員を配置し、地域における未就園の子どもや保護者への支援、また保護者同士の交流の場となる。

2. 今後の位置付け・イメージ

第1次の位置づけ・イメージ

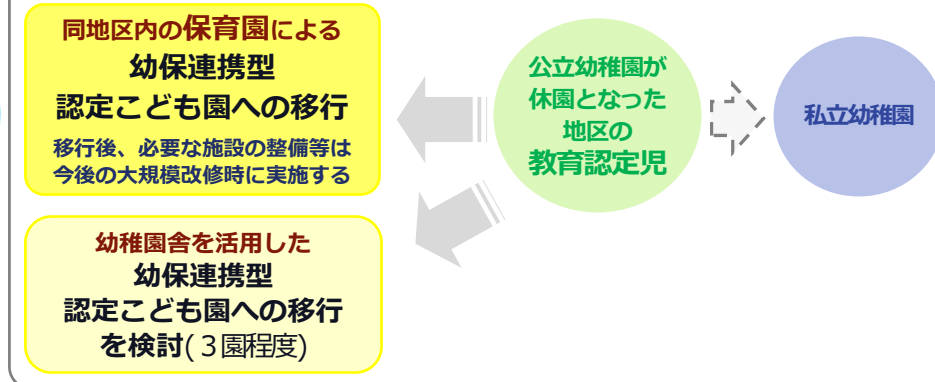
保育園施設と幼稚園施設が隣接する場合には、一体的な環境整備を基本として幼保連携型認定こども園化の再編を進めてきた



・ 共働き家庭の増加や幼児教育保育の無償化等により、公立幼稚園の園児数が急激に減少している
 ・ 保育園と幼稚園が隣接している地区がない

第2次の位置づけ・イメージ〔4頁(1)イを図示〕

保育園の幼保連携型認定こども園への移行を基本として、当該地域における教育認定児の受け入れを確保していく



3. 幼児教育センター設置による各園全体の質的向上

- これまでに培ってきた幼稚園教育の知識や経験を活かしながら、幼稚園・こども園・保育園といった施設の形態は異なっても、共通に求められている『育みたい資質・能力』や『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』の実現に向け、市内の就学前教育・保育のさらなる質的向上を図ることができる。
- 幼児教育センターが拠点となって研修を計画的に実施していくことで、職員のさらなる専門性の向上を図ることができる。また、人材育成や園内研修の手法などの研究も行い、情報発信や園訪問によるサポート体制の強化を図ることができる。

参 考 资 料

1. 公立幼稚園における園児数（H23～R2, R3申込）の状況、及び現在の配置状況

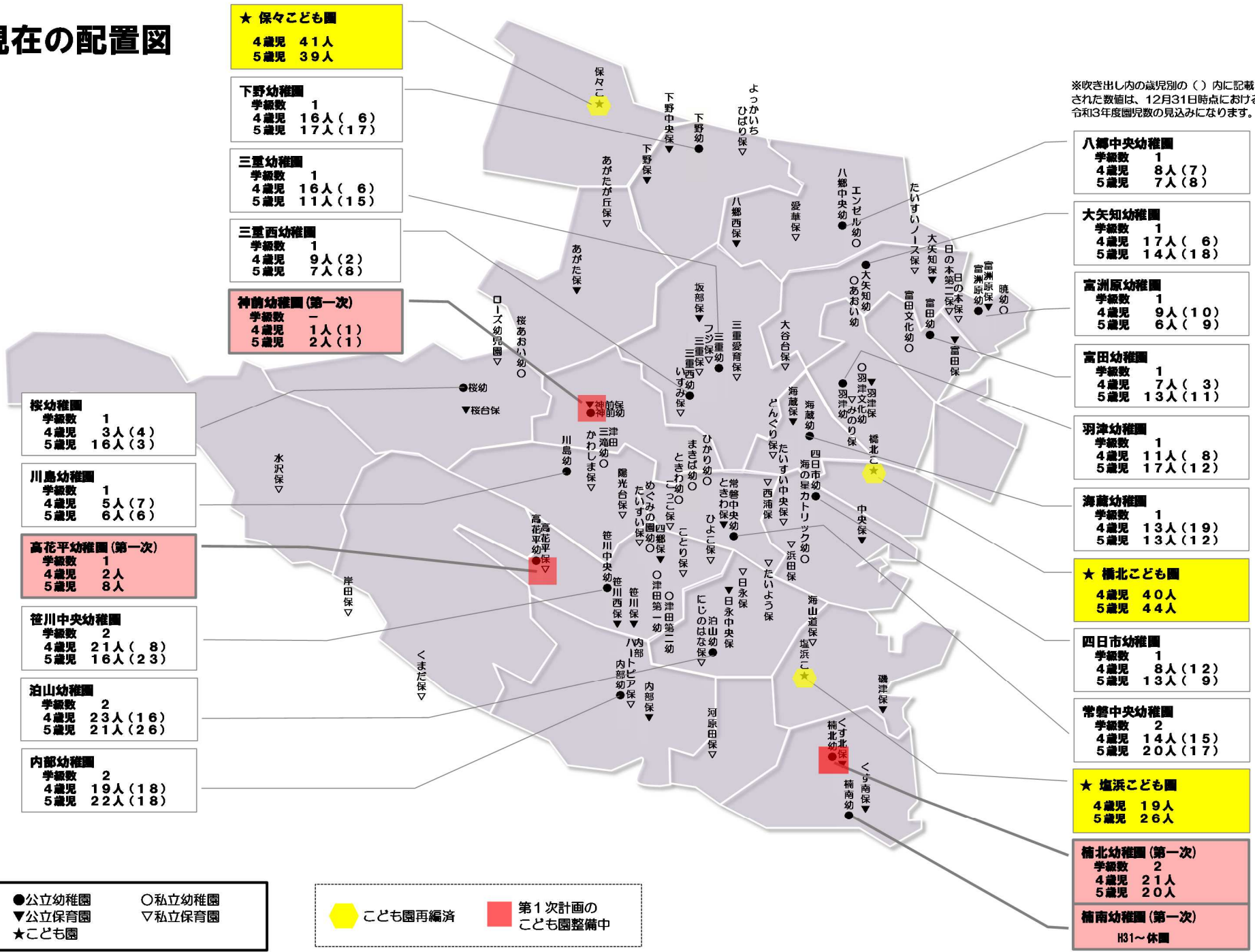
公立幼稚園名	過去の推移																											令和3年度			備考			
	23年度			24年度			25年度			26年度			27年度			28年度			29年度			30年度			令和元年度			令和2年度				12/31現在の申込数		
	4歳児	5歳児	計	4歳児	5歳児	計	4歳児	5歳児	計	4歳児	5歳児	計	4歳児	5歳児	計	4歳児	5歳児	計	4歳児	5歳児	計	4歳児	5歳児	計	4歳児	5歳児	計	4歳児	5歳児	計		4歳児	5歳児	計
1 四日市幼稚園	21	32	53	25	26	51	13	28	41	28	17	45	12	32	44	23	13	36	22	26	48	9	19	28	11	10	21	8	13	21	12	9	21	
(橋北幼稚園)	8	8	16	9	8	17	8	11	19	12	8	20	10	11	21	3	11	14																
2 富田幼稚園	33	33	66	17	36	53	21	20	41	17	22	39	21	19	40	17	23	40	14	20	34	9	16	25	13	7	20	7	13	20	3	11	14	
3 海蔵幼稚園	56	42	98	37	59	96	45	38	83	29	47	76	35	32	67	22	35	57	26	25	51	19	26	45	14	21	35	13	13	26	19	12	31	
(納屋幼稚園)	7	6	13																															
4 泊山幼稚園	54	56	110	47	60	107	51	44	95	42	47	89	45	42	87	42	49	91	34	41	75	35	35	70	21	39	60	23	21	44	16	26	42	
5 内部幼稚園	55	45	100	49	59	108	40	50	90	36	41	77	35	39	74	41	36	77	31	44	75	26	31	57	21	25	46	19	22	41	18	18	36	
6 川島幼稚園	35	27	62	23	35	58	27	24	51	30	27	57	19	33	52	12	20	32	12	13	25	7	12	19	6	8	14	5	6	11	7	6	13	
7 神前幼稚園	10	10	20	11	10	21	10	11	21	13	9	22	9	12	21	11	10	21	9	10	19	12	9	21	2	12	14	1	2	3	1	1	2	適正化推進中
8 三重幼稚園	22	11	33	24	23	47	30	23	53	18	31	49	26	19	45	23	29	52	23	24	47	10	22	32	10	12	22	16	11	27	6	15	21	
(保々幼稚園)	22	19	41	15	21	36	20	17	37	14	17	31	17	14	31	15	16	31	8	14	22	12	7	19	10	11	21							(R2 保々こども園)
9 下野幼稚園	23	25	48	17	25	42	27	19	46	19	28	47	24	20	44	21	25	46	14	21	35	15	19	34	17	15	32	16	17	33	6	17	23	
10 羽津幼稚園	36	40	76	24	38	62	26	28	54	32	27	59	38	30	68	25	39	64	22	29	51	21	22	43	17	22	39	11	17	28	8	12	20	
11 富洲原幼稚園	22	18	40	18	22	40	21	17	38	18	22	40	18	19	37	7	20	27	15	10	25	14	16	30	5	14	19	9	6	15	10	9	19	
12 高花平幼稚園	20	14	34	17	20	37	8	17	25	9	6	15	7	10	17	11	9	20	8	12	20	8	8	16	7	8	15	2	8	10				適正化推進中 (R3 私立高花平こども園)
13 大矢知幼稚園	27	33	60	30	31	61	17	32	49	29	15	44	26	32	58	23	28	51	19	22	41	18	21	39	16	18	34	17	14	31	6	18	24	
14 八郷中央幼稚園	13	12	25	18	16	34	20	19	39	18	17	35	12	18	30	17	14	31	17	15	32	9	17	26	7	9	16	8	7	15	7	8	15	
15 桜幼稚園	33	36	69	18	34	52	12	20	32	12	13	25	21	12	33	14	21	35	14	14	28	13	13	26	16	11	27	3	16	19	4	3	7	
16 常盤中央幼稚園	48	51	99	56	53	109	49	58	107	46	50	96	49	52	101	34	52	86	23	35	58	31	24	55	22	35	57	14	20	34	15	17	32	
(塩浜幼稚園)	9	7	16	8	10	18	11	7	18	4	10	14	8	3	11	8	7	15																(H29 塩浜こども園)
17 笹川中央幼稚園	27	25	52	14	28	42	19	14	33	15	20	35	15	18	33	25	17	42	21	30	51	23	21	44	15	26	41	21	16	37	8	23	31	
18 三重西幼稚園	14	18	32	11	19	30	19	12	31	12	21	33	12	12	24	16	13	29	13	16	29	6	13	19	6	6	12	9	7	16	2	8	10	
19 楠北幼稚園	42	42	84	31	43	74	30	34	64	31	32	63	25	31	56	25	24	49	23	27	50	32	29	61	19	30	49	21	20	41				適正化推進中 (R3 楠こども園)
(楠南幼稚園)	18	14	32	9	20	29	9	9	18	7	11	18	8	5	13	10	10	20	9	11	20	0	2	2	0	0	0	0	0	0				
幼稚園計	655	624	1,279	528	696	1,224	533	552	1,085	491	538	1,029	492	515	1,007	445	521	966	377	459	836	329	382	711	255	339	594	223	249	472	148	213	361	
※ 括弧内は9/30現在 → (143) (210) (353)																																		
1 橋北こども園			0			0			0			0			0			0	4	3	7	6	2	8	4	3	7	3	1	4	5	2	7	
2 塩浜こども園			0			0			0			0			0			0	6	8	14	6	5	11	5	4	9	2	4	6	2	2	4	
3 保々こども園			0			0			0			0			0			0			0			0			0	6	5	11	5	6	11	
4 (仮称) 楠こども園			0			0			0			0			0			0			0			0			0			0	8	23	31	
こども園教育認定計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	11	21	12	7	19	9	7	16	11	10	21	20	33	53	
※ 括弧内は9/30現在 → (19) (32) (51)																																		
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	387	470	857	341	389	730	264	346	610	234	259	493	168	246	414	
※ 括弧内は9/30現在 → (162) (242) (404)																																		

※ 各年度（H23～R2）5月1日現在の園児数を表しています。

※ 網掛け部分は混合クラス実施園を表しています。

現在の配置図

※吹き出し内の歳児別の（ ）内に記載された数値は、12月31日時点における令和3年度園児数の見込みになります。



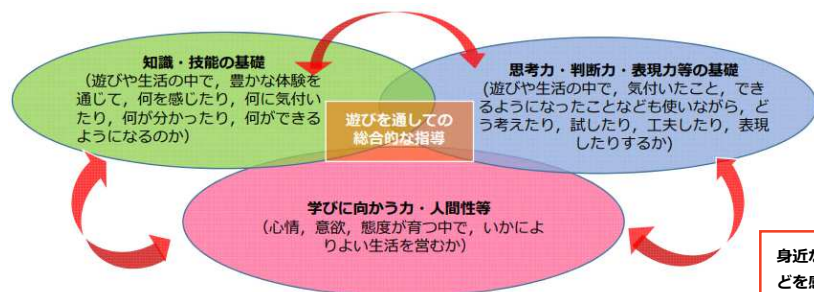
2. 法令等の整備、位置づけ

① 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の同時改正（平成29年3月31日告示）

幼稚園教育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	保育所保育指針
目次 前文 第1章 総則 第1 幼稚園教育の基本 第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」 第3 教育課程の役割と編成等 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導 第6 幼稚園運営上の留意事項 第7 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動など 第2章 ねらい及び内容 健康 人間関係 環境 言葉 表現 第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項	目次 第1章 総則 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標 1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本 2 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標 3 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」 第2 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成 第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項 第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項 第1 ねらい及び内容 健康 人間関係 環境 言葉 表現 第2 保育の実施上の配慮事項 第3章 指導計画作成に当たって配慮すべき事項 第1 一般的な配慮事項 第2 特に配慮すべき事項	目次 第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則 2 養護に関する基本的事項 3 保育の計画及び評価 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項 (1) 育みたい資質・能力 (2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 第2章 保育の内容 1 乳児保育に関わるねらい及び内容 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容 3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容 健康 人間関係 環境 言葉 表現 4 保育の実施に関して留意すべき事項 第3章 健康及び安全 第4章 子育て支援 第5章 職員の資質向上

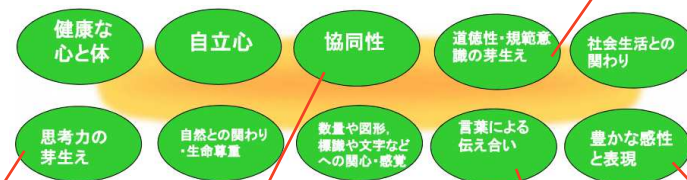
② 幼稚園・幼保連携型認定こども園、保育所において共通する

「生きる力」の基礎を育みたい資質・能力



幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

○ 5領域のねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである



身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにしようとする。

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しもうようになる。

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもちようとする。

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくらしたり、守ったりするようになる。

